

患者等搬送事業の認定に関して

神戸市消防局救急課

1 認定申請に必要な書類

1. 患者等搬送事業者認定（更新）申請書 【様式第 10 号】（表面・裏面）
2. 乗務員名簿【様式第 11 号】及び記載されている方の乗務員適任証の写し
3. 患者等搬送用自動車表【様式第 12 号】（事業で使用する車両毎に一枚）
4. 患者等搬送用自動車積載資器材表【様式第 13 号】（事業で使用する車両毎に一枚）
5. 国土交通省免許登録の写し
6. 事業で使用する車両の自動車検査証（車検証）の写し
7. 事業で使用する車両の前方、両側面、後方からの写真と着用する制服の写真

※3. 4. の書類については事業で使用する車両が複数ある場合は車両毎に提出いただく必要がありますので、必要な場合はコピーして使用してください。

2 認定申請の流れ

（1）患者等搬送乗務員適任証の取得

認定を受けるには、患者等搬送乗務員適任証を取得した乗務員が乗務することが必要です。
（ストレッチャー使用なら 1 台につき 2 名以上、車いす専用なら 1 台につき 1 名以上）

適任証取得講習は例年 6 月上旬に神戸市で開催（要事前申請）していますので、市民防災総合センター市民研修係（TEL：078-743-3799）にお問い合わせ下さい。

（2）申請書類の提出と車両・積載資器材の確認

適任証の取得後、申請書類を提出していただき、書類上の不備がなければ消防局救急課職員により車両及び積載資器材の確認を実施させていただきます。

（3）認定審査と認定証の交付

車両確認後、認定審査を実施し、問題がなければ患者等搬送事業者として認定をさせていただきます、認定証と認定シール（車両貼付用）を交付いたします。

3 その他

- （1）認定事業者は神戸市消防局ホームページにて公開させていただきます。
- （2）認定の期限は 5 年間となり、その後は更新手続きが必要となります。
- （3）乗務員適任証の認定期限は 2 年間です。2 年ごとに再講習を受講する必要があります。
- （3）毎年度 1 回、消防局救急課職員により車両確認をさせていただきます。

【担当】

神戸市消防局市民防災総合センター
市民研修係 川原・岩井
TEL (078)743-3799

・患者等搬送事業者認定の申請フロー

1 適任証取得講習受講

- ・例年6月に実施します。
- ・事前申請が必要です。（日程決定後、案内を郵送します）
- ・問合せ：市民防災総合センター市民研修係 078-743-3799

2 認定申請書類の提出

- ・適任証取得後、申請書類提出

3 現車、資器材確認

- ・申請受領後、消防局救急課職員により、業務に使用する車両及び積載資器材の確認を実施します。

4 認定審査、 認定証交付

- ・書類、車両等に問題が無ければ認定となります。
- ・認定証及び認定シールを交付いたします。